

以下の事業を行っていただければ外為法に基づく事前審査の対象※となり、問題があれば、**投資の変更・中止**が求められる場合があります。ご不明な点がございましたら事前にご相談ください。

※外為法に基づく事前審査が必要な主な事業内容（※）

製造業：武器、航空機、宇宙開発、原子力関連、軍事転用可能な汎用品（例：弾道ミサイルに使用される可能性があるロケットの部品）、高度医療機器、情報処理関連の機器・部品、皮革製品 等

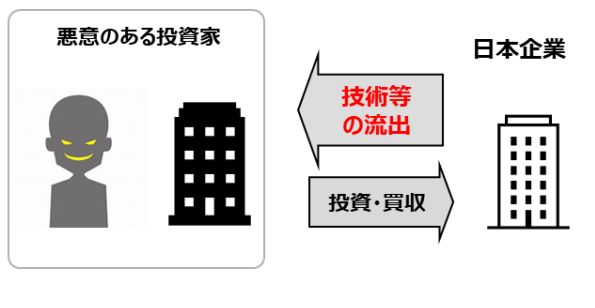
その他：電力、ガス、石油、ソフトウェア、情報サービス 等

\*23年5月24日以降、永久磁石、工作機械・産業用ロボット、半導体素子及び部素材、蓄電池並びに金属3Dプリンタの製造業、金属鉱産物の製錬業・精製業等が追加されました。

## ＜外為法で問題となる投資事例＞

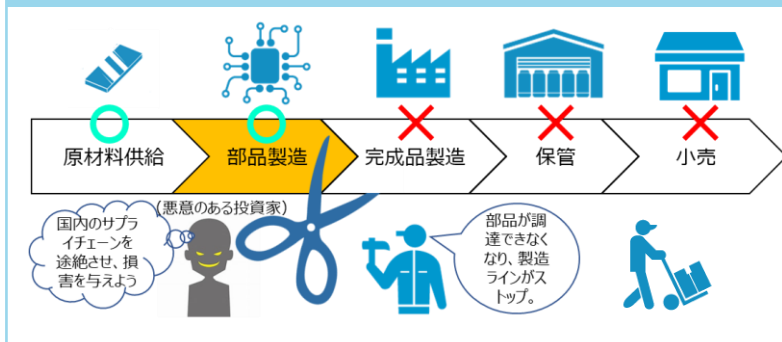
### ■ 技術の国外流出に繋がりがねない場合

- ✓ 悪意のある投資家が、日本企業を買収することにより、当該企業が保有する重要技術が国外に流出する恐れがある。



### ■ サプライチェーン途絶に繋がりがねない場合

- ✓ 悪意のある投資家が日本企業を買収し、意図的に生産を止めることになれば、関連産業全体のサプライチェーンが停止する恐れがある。



**投資の変更・中止**が求められる可能性あり

問合せ先の詳細はこちらまで

### □ 問合せ・相談先

近畿経済産業局 国際部 通商課

06-6966-6034（直）／ [bzl-kinki-tsusho@meti.go.jp](mailto:bzl-kinki-tsusho@meti.go.jp)

経済産業省 貿易経済協力局 国際投資管理室

03-3501-1511（代）／ 03-3501-1774（直）／ [bzl-toushi-kanri-jt@meti.go.jp](mailto:bzl-toushi-kanri-jt@meti.go.jp)

